

農業委員会だより

平成19年度農地パトロールを実施しました

農業委員会では、県下一斉に「守るべき農地の明確化とその保全・有効利用の徹底」をスローガンに、8月30日に2班に分かれて農地パトロールを実施しました。



農地パトロールは、無断転用や遊休農地を調査し、是正指導などを行うとともに、制度の周知徹底を図るために実施するものです。パトロール実施後、「農地パトロール実施結果取りまとめ会議」において、農地パトロールの結果について確認し、耕作放棄田などの是正指導や無断転用者への勧告などについて協議しました。

▲無断転用や遊休農地などについて調査した農地パトロール

なくそう農地の無断転用！

自分の農地でも転用には許可が必要です

◎農地の無断転用事例

- 墓地、車庫、農作業小屋のための土地造成。
- 資材や廃材などの一時置場に転用。
- 植林による無断転用。

◎無許可で転用したり、許可どおりに転用しなかったら

- 許可を得ないで無断で農地の転用をしたり、許可どおり転用しないと工事中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。
- 3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

※農地転用などについてのお問い合わせは、農業委員会事務局または地区担当農業委員にご相談ください。

※農業委員会審査会議は毎月行っています。

※申請書は、本庁舎および各地域局市民課、または養父地域局舎内農業委員会事務局へ毎月10日までに提出してください。



【お問い合わせ】
養父市農業委員会事務局 (☎664-1450)

農業委員会が委員定数について市長に提言



梅谷市長(右)に提言書を渡す日下部会長ら

7月31日、養父市農業委員会は、委員定数の削減に関する提言書を梅谷市長に提出しました。

その内容は、本年10月の農業委員の改選から選挙選出委員の定数を30人から21人に、議会推薦委員の定数を4人から2人に削減することを求めています。

これが実施されると、1人当たりの農業委員が受け持つ農地面積は約43畝から61畝に広がることになり、農家の皆さんに、より一層のご協力をいただくこととなりますが、よろしく願います。